

一般社団法人
山口県理学療法士会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山口県理学療法士会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人の主たる事務所を山口市におく。

2. この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地におくことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、理学療法の普及向上を通じ、県民の保健、医療、福祉とリハビリテーション活動の発展に寄与し併せて理学療法士の技能の研鑽と人格の陶冶を図り、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理学療法の普及と向上に関する事項
 - (2) 理学療法を通じ、県民の保健、医療、福祉の増進に寄与する事項
 - (3) 関係団体との連携によりリハビリテーション活動の発展に寄与する事項
 - (4) 理学療法学会や研修会等、理学療法の研鑽や修得に関する事項
 - (5) 理学療法士の育成と人格の陶冶に関する事項
 - (6) 理学療法士の社会的地位の向上と福利に関する事項
 - (7) 理学療法に関する刊行物の発行や研究調査活動に関する事項
 - (8) その他公益目的を達成するために必要な事項
2. 前項に定める事業は、その実施地域を山口県とする。

第3章 社員

(会員の種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定による山口県内の理学療法士の免許を有する者で、この法人の目的に賛同したもの
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体
 - (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの
2. 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。ただし、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会の前に、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為を行ったとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 会員が死亡したときまたは団体においては解散したとき。
- (3) 正会員及び名誉会員において、理学療法士の免許を取り消されたとき。
- (4) 会員全員が同意したとき。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会を招集するには、正会員に対し総会の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所、その他法令で定める事項を示して総会の日の1週間前までに書面により通知しなければならない。
3. 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
4. 前項による請求があったときには、会長は請求があった日から6週間以内の日を開催日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 議長、会長及び出席した理事から選出した3名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理事 15名以上25名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2. 理事のうち1名を会長、2名を副会長、若干名を常任理事とする。
- 3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事する。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2. 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(顧問及び相談役)

第21条 この法人に、1名以上4名以内の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2. 顧問及び相談役は、理事会において選任し任期は役員に準ずる。
 - (1) 顧問は、有識者等会員以外から選任する。
 - (2) 相談役は、会員の中から選任する。
 - (3) 顧問及び相談役は、理事会の求めに応じて、この法人の運営に助言し、関係する会議に出席して意見を述べることができる。
- 3. 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4. 顧問及び相談役についての必要な事項は、別に定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3. 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度により4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利

義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬等については、総会において定める総額の範囲内で、総会の決議によって別に定める基準に従って算定した額を支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長、理事のうち2名及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の禁止)

第37条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(電子公告)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 雑 則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本会の最初の代表理事は宮野清孝とする。
4. この定款は、平成27年4月1日一部改正により施行する。
5. この定款は、平成30年6月10日一部改正により施行する。